

史料紹介

御側外様諸役調子写

申間 聖剛

中野 正裕

解説

佐賀藩は、肥前国の佐嘉・神埼・小城・杵島・藤津・三根の六郡と、養父・松浦・高来・彼杵郡の一部、惣石高三十五万七千石を領有した大藩である。藩主は鍋島家であるが、元々、豊臣秀吉より所領を安堵されたのは龍造寺氏であった。しかし、当時既に領国統治の実権は重臣の鍋島直茂が握っており、嫡子勝茂が慶長十二年(1607)に徳川政権の下で龍造寺氏の家督を継承している。

このような特殊な成立過程により、佐賀藩は、鹿島・小城・蓮池の三支藩の他に、龍造寺四家(多久・諫早・須古鍋島・武雄鍋島)をはじめとした大配分①と呼ばれる独自の支配機構を兼ね備えた自治領が存在するなどの歴史的特質を有している。

今回紹介する『御側外様諸役調子写』(鍋332113)は、初代藩主勝茂から十代直正までの佐賀藩職制を、藩主の家政を司る「御側」と、藩政一般を司る「外様」に分けて、比較が可能な表としてまとめられている貴重な史料である。藩主鍋島家に残された約三万点の蔵書「鍋島家文庫」②に含まれる史料のひとつであり、その法量はやや大きめのタテ32センチ・ヨコ23センチの冊子文書であ

る。表紙には「鍋島家蔵」の印、1丁目表には同じく「鍋島家蔵」の印と「清陰家蔵」の割印が押されているが、これは本史料が、明治七年(1874)の佐賀戦争で焼失した本藩の記録を補うために、須古鍋島家から移管された文書のひとつであることを示している。

また、1丁目には、「天保十三年御側外様諸役調子写一冊」と書かれた付せんがある。

冒頭に記されている前書には、本史料作成の理由について詳しく記されており、「天保十三寅五月、泰盛院様御代以来、御代之御内外諸役名調子差出候様被仰出候」と、天保十三年(1842)に初代勝茂以来の藩職制について取りまとめる指示が出されたとされている。この年は十代藩主鍋島直正により、内・奥向の整理断行・諸郷村の救済・借財利留十五年の厳令が布達されており③、このような事情に絡んで職制についてまとめておく必要が生じたのではないかと考えられる。



写真① 表紙



写真② 前書・表昌頭部分

前書にはさらに、「四代藩主、鍋島綱茂 依之諸御記録之内より拾取書載之、五代藩主、鍋島景直 法性院様御已来之儀も、諸役替荒々焼失二而連続不仕二付、相知候分書載之差上候也」とあるように、作成に当っては火災などの原因により過去の記録が焼失しており、苦心した様子が読み取れる。

本文の構成については、まず前半部分に初代勝茂から三代綱茂時代までの職制が切継紙により、それぞれ御側4丁（上部）、外様5丁（下部）に並列して記されている。その後、後半部分の継紙に四代吉茂から十代直正時代迄の御側表が4丁、続けて外様表が5丁に記されている。このように表が前後に分けられている理由は定かではないが、おそらく前書にもあるように、元となる記録の違いからくるものではないかと考えられる。したがって、勝茂・光茂・綱茂の一覧と、吉茂以下のそれとが、記載役職の順序に異同もあり、表上必ずしもつながっているものではない。

しかしながら、本史料は、後半の四代吉茂時代以降の部分において、各役職の成立・廃止・改変の時期や理由について詳しく記されており、複雑な佐賀藩職制の変遷過程を知る上で重要な史料であるといえる。

佐賀藩の職制に関する史料としては、本史料の他に『外様御側諸役系図』（鍋3332・25）や、安政期の諸役人数を記した『明細録抜粹』（鍋3332・67）等が上げられる。本史料に關しても、林野庁編『日本林制史資料佐賀藩編』（一九三三年）において部分翻刻がなされているが⁽⁴⁾、今回は利用の便を考え、職制表を横型

一覽形式とし、表中に注を付した形で全文翻刻を行うこととした。なお、今回は触れることができなかったが、本史料は、後半部分の記録が詳細であるのに対し、前半に当る初代勝茂から三代綱茂時代部分については役職名以外の情報がほとんどないという問題があった。佐賀藩職制の変遷過程についてその全体像を把握するためには、本史料をはじめその他の史料とつき合わせて検証を加えていく必要がある。このことについては今後の課題としたい。

凡例

- 一、前書きに傍註を記した。
- 一、記述の体裁は表部分に限り横型とし、その他は原本に従った。
- 一、表中の「同上」に關しては、便宜上該当する職名に改めた。
- 一、史料中に用いられる旧漢字・異体字については、すべて新字・常用漢字に直した。
- 一、史料の欠損により解読不能な部分・文字は■で表した。
- 一、みせけちの部分は、訂正した文字をその箇所⁽⁵⁾に記した。
- 一、書き損じの部分は、記号を記さずその箇所⁽⁵⁾に文字を記した。
- 一、利用の便を考え、人名及び一部の職制について注を施した。
- 一、朱書・朱丸の部分は、註を施した。

附記

本史料の翻刻に対し、御高配を賜りました(財)鍋島報效会に対し厚く御礼申し上げます。

(表紙)

「四番 印」

御側外様諸役調子

写

(前書)

天保十三寅五月

泰盛院様御代以来、御代之御内外諸役名調子

差出候様被 仰出候付二付、取調子候処、

玄梁院様御代迄之儀役人帳無之

委差分兼、依之諸御記録之内より拾取書載之、

法性院様御已来之儀も、諸役替

荒々焼失二而連続不仕二付、相知候分

書載之差上候也

御側役一覧表 (つづき)

御側外様諸役調子写 (申間・中野)

勝茂公	光茂公	綱茂公	吉茂公	宗茂公	宗教公	重茂公	治茂公	斉直公	当御代
御處方			御貸方	御貸方					
	御能方	御能方	御駕籠						
	御書物方	御書物方	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣	御駕籠心遣
	御道具方	御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方	御書物并御道具方
		御掛物役				御能方	御能方	御能方	御能方
		御居間心遣并仲間差引役						御側修理方	御側修理方 天保九年止
御居間番	御居間番并鎖口番	御居間番并鎖口番				御庭方	御庭方	御庭方	御庭方
		御居間番并鎖口番 外口番				御小姓			
	鎖口番	鎖口番	御奥詰御小姓	御奥詰御小姓	御奥詰御小姓				
		大道具役						御小姓頭 文化三年以御次詰之内御次頭取改御小姓頭	御小姓頭
御掛硯方	御掛硯方	御掛硯方		御次詰	御次詰	御次詰	○(*8)		御次詰
	金銀方存役						○奥御小性(*9) 文化三年以御次詰奥御小性		
御賄米遣方			御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方	御腰物方
	御側雑務心遣		御伽	御伽	御伽	御伽	御伽	御伽	御伽
		御側雑務頭人					御仕組方 文化九年立	御仕組方 文化十二年止文政三年再立	御仕組方
		御側御勝手方	御部屋心遣	御部屋心遣	御部屋心遣	御部屋御附項	御広式番頭 以御部屋御附項為番頭		
		御側御仕組書立役					御広式 以御部屋為御廣式	御廣式	御廣式
		御内証金銀遣方并御至來物存役					御米方 安永九年立	御米方 文化五年止文化十二年立文政二年又止	御米方 天保二年立
	御納戸	御納戸	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所	御台所
御納戸銀遣方			御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸	御納戸
	諸整方		●(*3)						
	御台所	御台所	●御側詰点合(*4)						
	御茶道方	御茶道方	御客方						
大台所			詰番	詰番	詰番	詰番	詰番	詰番	詰番
小台所			外詰御小姓	外御小姓	外御小姓	外御小姓	外御小姓 合詰番	外御小姓	外御小姓
	下台所					詰番并表御小姓頭取役			
	御内都合心遣								
		女中都合心遣	御居間間番	御居間間番	御居間間番	御居間間番	御居間間番	○(*10)	御居間間番(*16)
	御内心遣						御書院番 文化十二年以御居間番為御書院番		
		御部屋心遣				表座敷役			
	向陽軒鎖口番							御絵師	
菜種取役				御鷹方	御鷹方	御鷹方	御鷹方	御鷹方 合御鷹方御鉄砲方御狩方文化十二年御鷹方止	御鷹方 天保元年立天保十二年止
		二御丸御花方并御菜園心遣		御鉄砲方	御鉄砲方	御鉄砲方	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合
		御花壇方		御狩方	御狩方	御狩方	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合	御鉄砲方 與御鷹方等合
		刻限役						諸儀方 元御小物成所内文政四年属御鉄砲方同十一年復旧	
								御絵図方 元在外向文政三年属御側内	御絵図方
			御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師	御側医師 御番医師 元在外向号詰医文化十二年轉御側改御番醫師	御側医師 天保六年止

外様役一覧表

別印			從 吉茂公御代 至 當御代役人帳書抜外様諸役						
勝茂公	光茂公	綱茂公	吉茂公	宗茂公	宗教公	重茂公	治茂公	斎直公	當御代
請役 (*17)	請役	請役	請役	請役	請役	請役	請役	請役	請役
御武器都合心遣	御出陣方	御出陣方	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之	御政務都合心遣 御親類同格勤之
御缺廻付小道具 迄誘奉行	御武器方	御武器方	案文方 請役所内	案文方 請役所内	案文方 請役所内	案文方 請役所内	案文方 請役所内	案文方 請役所内	案文方 請役所内
玉葉奉行							書上方 請役所内	書上方 請役所内	書上方 請役所内
矢小道具御馳									
誘奉行						御記録方 請役所内	御記録方 請役所内	御記録方 請役所内	御記録方 請役所内
具足一通誘奉行									
馬究方	馬究方	馬究方	背振心遣	御領中御境目心遣	御境目方	御境目方	御境目方 寛政十年合請役所内	御境目方 請役所内	御境目方 請役所内
年行事附人改馬改	年行事	年行事							
宗門方	宗門方	宗門方					御番方 天明八年立	御番方 文化十一年合請役所内	御番方 請役所内
寺社方	寺社方	寺社方							
町奉行	町奉行	町奉行							
町方	町方	町方	御出陣方	長崎御仕組方 享保十八年改御出陣方 改長崎御仕組方	長崎御仕組方	長崎御仕組方	長崎御仕組方 天明元年転御領合御備 立方	長崎御仕組方 文政八年復田為外向役	長崎御仕組方
御目附方	御目附方 御石火矢方	御目附方	御武器方	御武器方	御武器方	御武器方	御武器方 安永四年合長崎御仕 組方天明元年復田 又合年行明宗門方	御武器方	御武器方
馬究方	馬究方	馬究方	馬究方	馬究方	馬究方	馬究方	馬究方 安永四年合長崎御仕 組方天明元年復田 又合年行明宗門方	馬究方 年行司内	馬究方
御国繪圖方	御繪圖方	御繪圖方	年行司	年行司	年行司	年行司	年行司 天明元年合馬究方	年行司	年行司
御勝手方	御勝手方	御勝手方	宗門并人改方	宗門并人改方	宗門并人改方	宗門并人改方	宗門并人改方 天明元年合年行司 享和三年合寺社方	宗門并人改方 寺社方内	宗門并人改方 寺社方内
御蔵入頭人	御蔵入方	御蔵入方	寺社方	寺社方	寺社方	寺社方	寺社方	寺社方	寺社方
町方	町方	町方	町方	町方	町方	町方	町方 文化六年合寺社方	町方 寺社方内	町方 寺社方内
御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方	御目附方
反米方	反米方	反米方	御石火矢役	御石火矢役	御石火矢役	御石火矢役	御石火矢役	御石火矢役	御石火矢役
勘定所	勘定所	勘定所	御勝手方 (*20)	御勝手方	御積方				
御用究	御用究	御用究			御臨時方 宝暦十一年以御仕組 方為御臨時方	御相統方 安永六年以御勝手 方為御相統方	御相統方 文化十二年以御 勝手方為御相統 方再立又合御蔵 方 (*24)	御目安方 天保八年以御蔵 方為御相統方 所以御相統方 請役所号御目安 方	御蔵方 天保八年再 遷会所内
御小物成方	御小物成方	御小物成方 御小物成方心遣 役	御蔵方 以在所地称会所	御蔵方 以在所地称会所	御蔵方 以在所地称会所	御蔵方 以在所地称会所	御蔵方 安永元年合御相統 方同六年又迁会 所天明元年再 合御相統方 (* 24)	御蔵方 文化十二年 遷会所以 御蔵方為御 相統方再立 又合御蔵 方 (*24)	御蔵方 天保八年再 遷会所内
御小物成方銀米 役			会所頭人并夫丸 支配方	会所頭人并夫丸 支配方	会所頭人并夫丸 支配方	会所頭人并夫丸 支配方	御蔵方頭人 改会所頭人稱御 蔵方頭人	御蔵方頭人	御蔵方頭人
御領中開所并見 出所頭人		御新地方	御借銀方滯物出銀 取納方 御蔵方内	御借銀方滯物出銀 取納方 御蔵方内					
郡方	郡方	郡方	会所代判役	会所代判役	会所代判役	会所代判役	会所代判役 安永元年止	御蔵方附役	御蔵方附役
御蔵入代官	御蔵入代官	御蔵入代官	会所付役	会所付役	会所付役	会所付役	御蔵方附役 改会所附役稱御 蔵方付役	御蔵方附役	御蔵方附役
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内	坊主支配 御蔵方内
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	諸返上銀米取納役 御蔵方内	諸返上銀米取納役 御蔵方内					
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	諸郷普請方 御蔵方内	諸郷普請方 御蔵方内	諸郷普請方 御蔵方内	諸郷普請方 御蔵方内	諸郷普請方 安永元年合郡 方同六年復 田御蔵方付役 兼之	諸郷普請方	諸郷普請方
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内	銀藏 御蔵方内
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内	米藏 御蔵方内
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	修理方 御蔵方内	修理方 御蔵方内	修理方 御蔵方内	修理方 御蔵方内	修理方 安永四年再 遷蔵内	修理方	修理方
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	雑務会所 御蔵方内	雑務会所 御蔵方内	雑務会所 御蔵方内	雑務会所 御蔵方内			
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	屋敷道方	屋敷道方	屋敷道方	屋敷道方	切地方 安永二年止		
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内	御印蔵 御蔵方内
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存	手伝細調役 米方役 大工方存
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	大工頭	大工頭	大工頭	大工頭	大工頭	大工頭	大工頭
伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	雜務納戸	雜務納戸	雜務納戸	雜務納戸	雜務納戸	雜務納戸	雜務納戸

外様役一覧表 (つづき)

御側外様諸役調子写 (串間・中野)

勝茂公	光茂公	綱茂公	吉茂公	宗茂公	宗教公	重茂公	治茂公	齊直公	当御代
	雑務方		津方	津方	津方 寛延三年合御蔵方	津方	津方	津方	津方
大納戸		雑務方目附	御船方	御船方	御船方 寛延三年合御蔵方	御船方	御船方 天明元年合津方	御船方 津方内	御船方 津方内
銀小遣			御船奉行	御船奉行	御船奉行	御船奉行	御船奉行	御船奉行	御船奉行
	銀小払方					郷内諸手致取調子 役 御蔵方内			
	路銀駄賃御加勢銀 渡						会所仕組方 寛政七年合八役而会所 仕組方立	会所仕組方 文化七年合八役而会所 仕組方馳	
米小遣附飯米渡		御馳走米取納方					一、郷方 一、諸整方	一、郷方 一、諸整方	一、郷方 一、諸整方
	出銀請納役						一、津方 一、惣夫方 一、手男方 一、御船方 一、修理方	一、惣夫方 一、手男方	一、惣夫方 一、手男方
振舞方									
仕払物役									
船銀出方入口存 役									
御借銀出入存									
	御用断借銀存								
	御借銀方	御借銀方							
	副印勘定御借銀方								
御作事方									
修理方	修理方		■改方						
	修理方銀渡	修理方銀渡	御小物成方	御小物成方	御小物成方	御小物成方	御小物成方	御小物成方	御小物成方
	御普請方							文化六載御側文政八年 復旧	
御普請役			御新地方	御新地方	御新地方	御新地方	御新地方	御新地方	御新地方
郷夫究役								文政四年転御側同八年 復旧合御小物成所内	御小物成所内
竹木究役				野方 御小物成所内	野方 御小物成所内	野方 御小物成所内	野方 御小物成所内	野方 御小物成所内	野方 御小物成所内
佐嘉下郷水奉行 (* 18)					勘定改 御小物成所内				
奉行 (* 19)									
御牧方		御牧方							
津方	津方			諸狐方		諸狐方	諸狐方	諸狐方	諸狐方
津代官	津代官	津代官				諸狐方 安永四年合御蔵方同七 年合御小物成所同八年 合御側天明元年再合御 小物成所	諸狐方 文政四年転御側合御鉄 蔵方文政十一年又合御 小物成所	諸狐方 在御小物成所内	諸狐方 在御小物成所内
	本庄津心遣			切地代官	切地代官	切地代官	切地代官		
	津管役						差分地御支配役 安政二年止	差分地御支配役	差分地御支配役 天保十年止
御船方		郷津取次方							
	御船方修理方	御船方目付	諸郡代 (* 21)	諸郡代	諸郡代	諸郡代	諸郡代	諸郡代	諸郡代
御船奉行	御船奉行						郡方附役 安永元年始	郡方附役	郡方附役
舸子改			代官 (* 22)	代官	代官	代官	代官 寛政十二年為在任	代官 在任	代官 在任
御早船方	御早船方		検者	検者	検者	検者	検者	検者	検者
	川方	川方	盜賊改役	盜賊改役	盜賊改役	盜賊改役	盜賊改役	盜賊改役	盜賊改役
	諸狐方	諸狐方	究役兼之	究役兼之	究役兼之	究役兼之	究役兼之	究役兼之	究役兼之
上米究役			究役	究役	究役	究役	究役	究役	究役
	儀錢改方	儀錢改方	取立方	取立方	取立方	取立方	取立方	取立方	取立方
	御印蔵		延享四年立						
銀蔵	銀蔵	銀蔵	御生類憐心遣御附 所改	御生類憐心遣御附 所改	御生類憐心遣御家 番所改	御生類憐心遣御家 番所改			
米蔵	米蔵	米蔵	御山方	御山方	御山方	御山方	御山方	御山方	御山方
御蔵役	御蔵役						安永四年合長崎御仕組 方同七年復旧天明元年 合御小物成所同三年属 六府方	文化六年六府方焼御山 方焼在御側文政八年又 外の属御小物成所同 十一年又為御側	里御山方屋敷小路 并道存 安永四年合長崎御仕組 方同七年復旧天明三年 属六府方
		御蔵番	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存	里御山方屋敷小路 并道存 文化三年六府方焼里御 山方御在御側内
	津運上方								
	皿山運上方		御狩方心遣	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方
		焼物心遣役 焼物方役	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方	御牧方
		焼物方役取次役	胤師支配						
		焼物方役目付役	津管役	津管役		津管役			
使者屋番			御番所改心遣						
	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番	客屋番
	釈迦堂番		伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣	伊万里心遣 天明四年止皿山代官兼 之	伊万里心遣 皿山代官兼之	伊万里心遣 皿山代官兼之
			皿山代官	皿山代官	皿山代官	皿山代官	皿山代官	皿山代官	皿山代官
			大河内焼物方	大河内焼物方	大河内焼物方	大河内焼物方			
			一國御繪図并御領 中御繪図役	一國御繪図并御領 中御繪図役					
							分限御繪図方 元在御側内而入中總 天明二年再於外向立之	分限御繪図方 文政三年転御側	
							物産方 文化九年立同十四年為 御國産方転御側内		
				御供番 寶保元年五月立番御侍 以須番寺社之御詣拜風 從相助		徒罪方	徒罪方	徒罪方	徒罪方

(*1) 大木兵部：佐賀藩着座で大木主計家の当主、朝皎のことである。寺社方町方・勘定所・御武具方御小物成所相談役などを多年に渡り勤めた後、大組頭となり、天保三年(1832)に没している。『系図』鍋211・9)

(*2) 懸硯方：軍事機密費・非常費を管理する役職。

(*3) 朱丸あり。

(*4) 朱丸あり朱書で「御側諸点合」。

(*5) 鍋島靱負：代々加判家老を務めた鍋島志摩家(倉町鍋島家)の当主。敬宏のことである。宝暦六年(1756)に靱負と称し、安永三年(1774)より天明七年(1787)まで加判家老を務め、隠居後の寛政五年(1793)に亡くなっている。『系図』鍋211・9)

(*6) 鍋島伝兵衛：佐賀藩着座で鍋島隼人家の当主、親房のことである。

延享二年(1745)に生まれ、請役相談役、大目付を務めた後、安永三年(1774)に家督を相続している。さらに同五年(1776)

に北御丸御年寄、翌年に二御丸御年寄兼帯、同九年(1780)御丸年寄一篇と諸役を歴任し、寛政十年(1798)に御家老加判御年寄役に就任している。その後、享和二年(1802)御相統方御蔵方御側兼帯請役となり、文化五年(1808)に隠居、翌同六年(1809)に没している。『系図』鍋211・9)

(*7) 六府方：殖産興業政策を遂行するための役職。『佐賀県史』255

〜280頁)

(*8) 朱丸あり。

(*9) 朱丸あり。

(*10) 朱丸あり。

(*11) 御年寄：御側の責任者としての諸役統轄、及び藩主の意向を外様の責任者である請役家老に伝達することを職務とし、藩政上極めて重要な位置を占めていた。通常は三人程度で主に着座クラスの家臣が任命されており、天保十三年(一八四二)には鍋島市佑(保脩・夏雲)が請役所諸事申談とともに任命されている。『続佐賀県の総合研究』参照)

(*12) 御年寄相談役：御年寄補佐役と考えられる。天保元年(1830)十月に古賀藤馬が就任している。『幕末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*13) 御側頭：天保六年(1835)六月の側頭は牟田口藤右衛門。弘化三年(1846)八月は高木長左衛門。天保十一年(1840)牟田

口藤右衛門、深江八左衛門。文久元年(1861)は、原田小四郎・

石隈徳太夫・徳永伝之助・横尾次郎右衛門。『幕末佐賀藩の藩政史研究』

参照)

(*14) 御側目付：天保三年(1832)牟田口藤右衛門。天保七年

(1836)に永山十兵衛、天保十年(1839)に丹羽久左衛門。

文久元年(1861)は本島藤太夫。『幕末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*15) 御備立方：軍事関係担当。実務は兵学家より選ばれた備立方が行っていた。天保十一年(1840)は、永田諸峯と横尾次郎右衛門。『幕

末佐賀藩の藩政史研究』参照)

(*16) 朱書で「御居間聞番」。

(*17) 請役：主に親類同格の竜造寺四家(多久・諫早・須古鍋島・武雄鍋島)が任命されており、外様の諸役を統括し、蔵入方、家中の惣支配

のほか家中の勤務についての賞罰・仕組の改正など大幅な権限が与えられていた。

(*18) 朱書きで「奉行」。

(*19) 「奉行」みせけち。

(*20) 勝手方：藩財政を専門にした役職。四代吉茂の代に御側より外

様に移されて権限強化され、制度上請役と並ぶ権限を有した。

(*21) 郡代：原則として郡ごとに置かれ、三支藩主をはじめ親類・親類同

格・家老など五千石以上の重臣が任命された。その職掌は法令違反者

の摘発、大庄屋への切米支給と点役、代官や給人の整理、夫料徴収な

ど多岐にわたっていた。

(*22) 代官：当初は本身の家臣が任命されていたが、のちに本藩の蔵方頭

人の下役となり、物成二百石程の中級武士が任じられた。その職権は、

農民の耕作奨励や年貢納入の厳守、公平な落米査定、走り百姓の捜査

と代納励行、枡の統一などであり庄屋の任命権も与えられていた。

(*23) 堀方：安永二年(1773)に設置され、農民开拓の指導援助、零

細な小堀の集積後、防潮堤防を補強し小堀集団の保全を図ることを任

務とした。天明三年(1783)に、領内の経済開発のために設置さ

れた六府方のひとつとして御側役に転じたが、文化六年(1823)

には再び外様に復旧している。

(*24) みせけち。「以御蔵方為銀米」。

(*25) 朱書で「転御側」

参考文献

『系図』鍋211・9 鍋島報効会所蔵 佐賀県立図書館寄託
『佐賀県近世史料』佐賀県立図書館 既刊十五冊 一九九三〜二〇〇七
年

『鍋島直正公伝』一〜六

三好不二雄・三好嘉子「竈帳内の佐嘉特有の言葉」『佐嘉城下町竈

帳』九州大学出版会 一九九〇年

藤野保『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 一九八一年

藤野保『続佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 一九八六年

木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』九州大学出版一九九七年

佐賀県史編さん委員会『佐賀県史』二巻 一九八三年

佐賀市史編さん委員会『佐賀市史』中巻(近世篇) 一九六八年

大久保利謙他編『国史大辞典』吉川弘文館 一九八五年

林野庁『日本林制史資料佐賀藩編』一九三三年